

受託業務等に係る人件費単価規定

第1条（目的）

この規定は、弊社が受託し、又は請け負う業務(以下「受託等事業」という。)の实地に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な項目を定めることを目的とする。

第2条（労務費）

受託等事業の实地に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、該当受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（その他の経費）

労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

第4条（協議）

この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定める。

第5条（制定・改廃）

この規定の制定・改廃は、取締役会の承認によるものとする。

表1

職種	金額（1時間）
取締役・執行役員級以上	10,000
6等級級以上	7,500
5等級以上	5,625
4等級以上	5,000
3等級以上	4,375
1等級以上	3,750

※別途消費税

以上

2024年4月1日改定

株式会社 okicom

代表取締役 小渡 玠

